

The background is a composition of various geometric shapes in shades of blue and white. In the upper half, there are large, overlapping circles and a dark blue horizontal band. The lower half features more abstract, organic shapes and smaller geometric elements like squares, rectangles, and triangles. The text is centered within the dark blue band.

第1部

特 集

我が国の「知の総和」向上の未来像
～高等教育システムの再構築～

第1節 総論

文部科学省では、平成30年11月に中央教育審議会に取りまとめられた「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（以下「グランドデザイン答申」という。）を踏まえ、2040年に向け、学修者が学修成果を実感できる学修者本位の教育への転換や、教育研究体制における多様性と柔軟性の確保、教育の質の保証と情報公表、地域における高等教育に係る議論の促進に取り組んできました。こうした取組と並行して、初等中等教育段階の学びの変化や、高等教育の修学支援新制度の導入後の低所得者世帯の進学率の上昇等が見られており、一方で、急速な少子化や国際情勢の不安定化、AIの発達等が進んでいます。

このような中、高等教育機関が求められる役割を真に果たすことができるようにするためには、今後の高等教育全体の適正な規模を視野に入れた、地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方や、国公私を設置者別、

機関別等の役割分担の在り方の明確化等を図りつつ、各機関の教育研究の質の一層の向上を図ることが必要です。そこで、令和5年9月、盛山文部科学大臣（当時）から中央教育審議会に対して、「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方」について諮問が行われました。

その後、同審議会大学分科会の下に「高等教育の在り方に関する特別部会」が設けられ、約1年5か月にわたって審議が重ねられ、令和7年2月に中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」の向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（以下「知の総和答申」という。）が取りまとめられました。

第2、3節では、「知の総和答申」の主な内容を、第4節では「知の総和答申」を踏まえて取り組むことを紹介します。

第2節 今後の高等教育の目指すべき姿

1 直面する課題とこれまでの高等教育政策

世界では、気候変動等の環境問題や、食料・水・資源・エネルギー等の不足、人口の爆発的な増加、緊張化する国際情勢、世界経済の不安定化、AIの進展による効率化とリスクなどの課題に直面しています。このような世界情勢に加え、我が国において、最も重要な課題の一つは急速な少子化です。大学進学者数については、現在の約63万人から2035年には約59万人、2040年には約46万人となり、現在の定員規模の約73%へと大幅に減少すると予測されています（図表1-1-1）。

高等教育に関しては、これまで設置認可や補助金を通じた「量」に関する政策、制度改正を通じた「質」に関する政策、修学支援新制度の導入等の経済的支援に関する政策、大学運営に関する政策等が展開されてきました。しかし、学生の授業外の学修時間が依然として短いなど教学マネジメントの取組は道半ばであり、留学生獲得競争の激化やリカレント教育・リスキリングの必要性の高まり、相対的な研究力の低下、高等教育機関と地方公共団体の連携における地域差の存在等、高等教育を取り巻く様々な課題が指摘されています。

2 高等教育が目指す姿

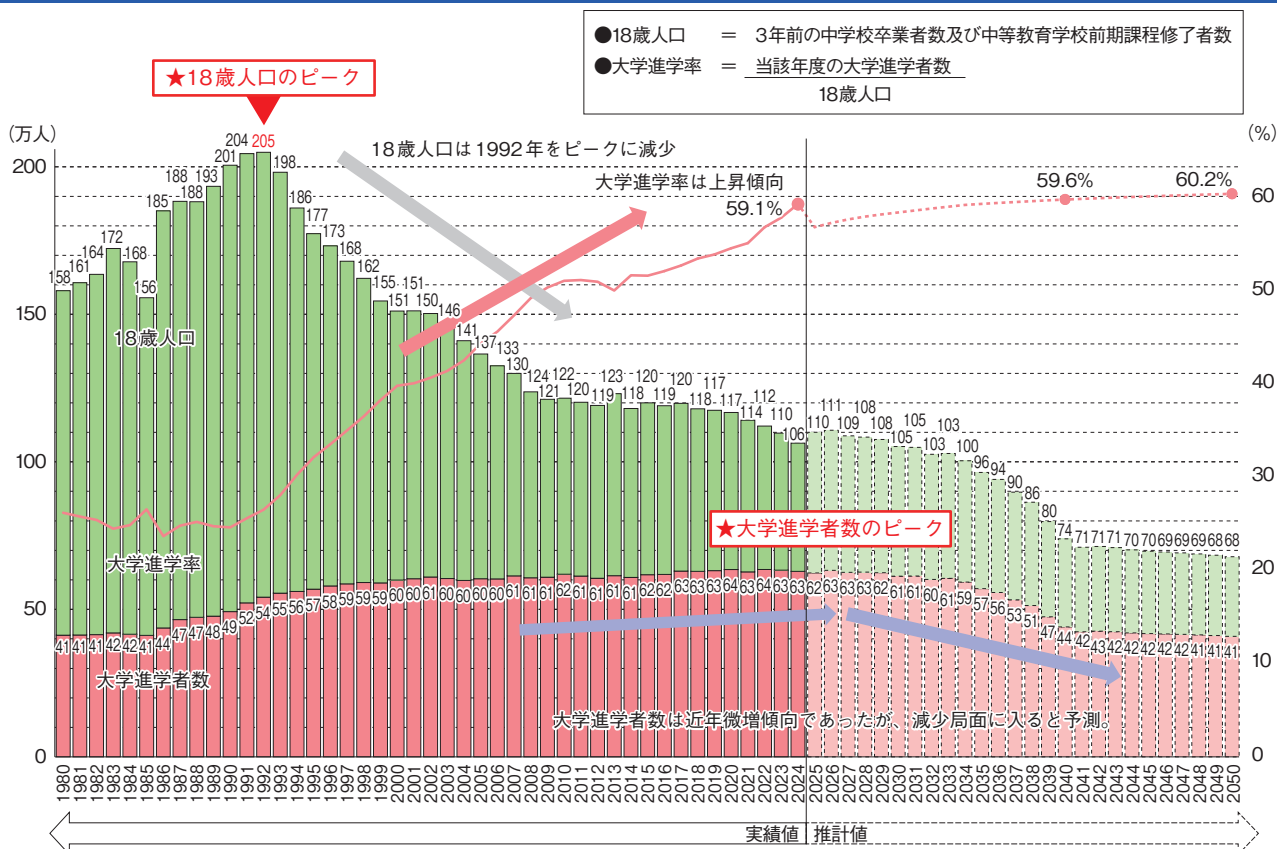
(1) 目指す未来像・育成する人材像

急速な人口減少をはじめとする社会変化や高等教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、我々が目指す未来像とは、「一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ（Well-being）の実現を核とした、持続可能な活力ある社会」です。そして、このような社会の担い手や創り手となる人材として、真に人が果たすべきことを果たせる力を備え、人々と協働しながら、課題を発見し解決に導く、学び続ける人材を育成することが必要であると考えています。

図表1-1-1

大学進学者数の推計

大学進学者数等の将来推計について



※18歳人口：3年前の中学校卒業生数、中等教育学校前期課程修了者数及び義務教育学校卒業生数

※18歳人口の将来推計は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生低位（死亡低位）推計）

（2）高等教育が目指す姿

このような未来像を実現するためには「知の総和」を向上することが必須となります。「知の総和」は、人の数と、人の能力の掛け合わせで決まります。高等教育機関は、未来を担う人材の育成や、社会の新たな価値の創出に欠かせない役割を果たしており、教育と研究の機能をこれまで以上に強化することによって、社会に貢献しながら「知の総和」を向上する中心的な役割を果たすことが求められます。そして、生み出された「知の総和」を社会へと実装していくことが必要です。この高等教育機関の果たし続ける役割こそ、我が国が更なる成長・発展を遂げていくに当たって欠かせないものとなります。

また、高等教育機関で学びたい意欲ある全ての者が、高等教育を享受でき、同時に、経済成長では測りきれない、幸せや生きがい、豊かさを感じ、成長できる場、そして多様な学生と教職員をはじめとするステークホルダーが集う場としての高等教育機関の役割も必要です。

これらを踏まえ、「知の総和」の向上のためには、教育研究の質を上げ、社会的に適切な規模の教育機会を提供し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高

等教育の機会均等の実現を図ることが必要となります。

（3）高等教育政策の目的

「知の総和答申」では、高等教育政策の目的（追求すべき価値）として、「質（Quality）」「規模（Size）」「アクセス（Access）」の三点を設定しています。ここでいう「質」とは、教育研究の質の向上を図ることで学生一人一人の能力を最大限高めること、「規模」とは、社会的に適切かつ必要な高等教育機会を量的に確保していくこと、「アクセス」とは、地理的・社会経済的な観点からの高等教育の機会均等を実現することです。

三つの目的（価値）は常に調和するわけではなく、トレードオフの関係になることもあり得るため、価値の選択と調整が必要となります。急速な少子化等を踏まえて高等教育全体の「規模」の適正化を図りつつ、それによって失われるおそれのある高等教育への「アクセス」確保策を講じるとともに、「知の総和」を向上するために教育研究の「質」を高めることで、高等教育システムを再構築していくことが求められます（図表1-1-2）。

図表 1-1-2

「知の総和答申」要旨①

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨①

中央教育審議会（令和7年2月21日）

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

直面する課題

社会の変化 世界：環境問題、国際情勢の緊張化、AI進展 等
国内：急速な少子化、労働供給不足

高等教育を取り巻く変化 学修者本位の教育への転換等

大学進学人数推計 62.7万人 ▶ 59.0万人 ▶ **46.0万人**（約27%減）
（出生低位・死亡低位）（2021）（2035）（2040）

未来像・人材像

目指す未来像

一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ（well-being）の実現を核とした、**持続可能な活力ある社会**

育成する人材像

持続可能な活力ある社会の担い手や創り手として、**真に人が果たすべきことを果たせる力**を備え、人々と協働しながら、課題を**発見し解決**に導く、学び続ける人材

高等教育が目指す姿

我が国の「知の総和」の向上

- ▶ 目指す未来像の実現のためには、「知の総和」（数×能力）を向上することが必須
- ▶ 「知の総和」の向上のためには、教育研究の質を上げ、意欲ある全ての人々が高等教育を享受できるよう社会的に適切な規模の高等教育機会を供給し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要

高等教育政策の目的

「質」の向上 : 教育研究の質の向上を図ることであり、学生一人一人の能力を最大限高めること

「規模」の適正化 : 社会的に適切かつ必要な高等教育機会を量的な確保

「アクセス」確保 : 地理的・社会経済的な観点からの高等教育の機会均等の実現

3つの目的（価値）は、常に調和するわけではなく、トレードオフの関係になることもあり得るため、価値の選択と調整が必要

急速な少子化等を踏まえた高等教育全体の「規模」の適正化を図りつつ、それによって失われるおそれのある「アクセス」確保策を講じるとともに、「規模」の縮小をカバーし、知の総和を向上するために教育研究の「質」を高める

重視すべき観点



①教育研究の観点

- ア. 未来社会を担う人材に必要な資質・能力の育成（文理横断・融合教育等）
- イ. 成長分野を創出・けん引する人材等の育成
- ウ. デジタル化の推進（AI活用等）
- エ. 国際競争の中での研究力強化



②学生への支援の観点

- ア. 学生の多様性・流動性の向上（留学生、社会人、障害のある学生等）
- イ. 学生への経済的支援充実（社会全体で支える学生の学び）



③機関の運営の観点

- ア. 高等教育機関の多様性確保
- イ. 高等教育機関の運営基盤の確立（ガバナンス改革等）
- ウ. 国際化の推進（留学モビリティ拡大等）



④社会の中における機関の観点

- ア. 社会との接続・連携強化
- イ. 人材育成等を核とした地方創生の推進
- ウ. 初等中等教育との接続の強化
- エ. 情報公表による信頼獲得

（4）重視すべき観点

今後の高等教育が目指す姿を実現するに当たり、重視すべきものとして次の四つの観点を掲げています。

- ①未来社会を担う人材に必要な資質・能力の育成、成長分野を創出・けん引する人材等の育成、AI活用等を含めたデジタル化の推進、国際競争の中での研究力強化といった「教育研究」の観点
- ②留学生や社会人、障害のある学生など学生・教職員の多

様性・流動性の向上、学生への経済的支援の充実といった「学生への支援」の観点

- ③高等教育機関の多様性確保、運営基盤の確立、留学モビリティの拡大など国際化の推進といった「高等教育機関の運営」の観点
- ④社会との接続・連携強化、人材育成を核とした地方創生の推進、初等中等教育との接続の強化、情報公表による信頼獲得といった「社会の中における高等教育機関」の観点

第3節 今後の高等教育政策の在り方

1 教育研究の「質」の更なる高度化

（1）学修者本位の教育の更なる推進

グランドデザイン答申で示された「学修者本位の教育の実現」は、引き続き取り組む必要があります。学びの質を高めるための教育内容・方法の改善として、「教学マネジメント指針」の見直し、同時履修科目の絞り込み促進、レ

イトスペシャライゼーション^{*1}を促進するための定員管理制度の弾力化等、学生が主体的・自律的に学修するための環境を構築するとともに、厳格な成績評価や卒業認定、成績優秀者への称号授与等を通じて、出口における質保証を促進すること、高大接続を踏まえた大学入学者選抜等の改善、遠隔・オンライン教育を推進することが重要です。

また、「知の総和」の向上に向け、一人一人の能力が高

*1 入学後の幅広い学修を通じて自らの興味や適性を見極め、2年次以降に専攻する領域を選択すること。

まるようにしていくためには、これまで累次の答申^{*2}で述べてきた質的転換、質保証を更に発展させ、質向上をより重視する視点から、新たな高等教育の質保証・向上システムを構築することが必要です。このため、基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善を図る

とともに、認証評価制度を見直し、在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか、といった教育の質を数段階で評価する新たな評価制度へ移行することが求められます（図表1-1-3）。

図表1-1-3 「知の総和答申」要旨②

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨② 中央教育審議会（令和7年2月21日）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策①

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

1 学修者本位の教育の更なる推進

- ア、学びの質を高めるための教育内容・方法の改善
 - 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築
 - 教学マネジメント指針の見直し
 - 同時履修科目の絞り込み促進
 - レイトスペシャライゼーションを促進するための定員管理制度の弾力化等
 - 「出口における質保証」の促進
 - 厳格な成績評価や卒業認定の実施
 - 成績優秀者への称号授与等
 - 高大接続を踏まえた大学入学者選抜等の改善
 - 遠隔・オンライン教育の推進
- イ、新たな質保証・向上システムの構築
 - 大学設置基準及び設置認可審査の見直し
 - 基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善
 - 認証評価制度の見直し**
 - 在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのか等を含む教育の質を数段階で評価する**新たな評価制度**への移行

2 多様な学生の受入れ促進（外国人留学生や社会人等）

- ア、多様な学生の受入れ促進
 - 多面的・総合的な入学者選抜の推進
 - 転編入学等の柔軟化
 - **転編入学の増加**を図るための**定員管理の見直し**等
 - 障害のある学生への支援等
- イ、留学モビリティ拡大
 - 外国人留学生等の受入れや日本人学生の派遣の推進、国際化のための体制整備
 - 経済的支援の充実
 - 多文化共修環境整備
 - **留学生の定員管理方策の制度改善**等
 - 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化等
- ウ、社会人の学びの場の拡大
 - 教育環境の整備
 - 産業界と連携した教育プログラム開発
 - 産業界・地方公共団体等との組織レベルでの連携推進
- エ、通信教育課程の質の向上
 - 時代の変化を踏まえた通信教育課程の在り方を見直し
 - **通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善**や学生支援に向けた検討等

3 大学院教育の改革

- ア、質の高い大学院教育の推進
 - 体系的な大学院教育課程の編成の推進
 - 修士・博士5年一貫プログラムの構築（特に自然科学系）等
 - 学士課程から博士課程までの連続性向上・流動性促進
 - **学士・修士5年一貫教育の大幅拡充（特に人文・社会科学系）**等
- イ、幅広いキャリアパスの開拓推進
 - 多様なフィールドで一層活躍するための環境構築、多様な進学者の受入れ促進
 - 学位の質保証を前提とした社会人の修士・博士の1年での学位取得推進等

4 研究力の強化

- 研究の質向上に向けた研究環境の構築
 - 研究開発マネジメント人材等の量的不足解消・質向上
 - 大学共同利用機関等の機能強化等
- 研究環境の低下要因を取り除くための**業務負担軽減**の推進
 - 研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用促進
 - 形式的な会議の見直し等

5 情報公表の推進

- 情報公表の内容・方法の改善
 - 高等教育機関の情報を横断的に比較できる**新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））**の構築
- 全国学生調査の活用



（2）外国人留学生や社会人など多様な学生の受入れ促進

一人一人がその可能性を最大限発揮し、今後の社会で生きていく能力を獲得し、我が国の「知の総和」を向上するためには、高等教育機関が、教育を提供する側が考える画一的な教育の場から、多様な価値観を持つ多様な人材が集まることで相互作用が生まれ、新たな価値が創造される場（多様な価値観が集まるキャンパス）に転換していくことが求められます。

多面的・総合的な入学者選抜の推進や転編入学の増加を図るための定員管理の見直し、障害のある学生への支援など多様な学生を受け入れるための取組を進めるとともに、経済的支援の充実や多文化共修の環境整備の推進、留学生

の定員管理方策の制度改善の検討により、日本人学生派遣及び外国人留学生の受入れによる留学モビリティの拡大及び大学における国際化の体制整備を推進しています。その際、安全保障貿易管理の徹底や、学業成績・資格外活動等の状況を的確に把握しつつ在籍管理を徹底することも肝要です。

また、社会人を含む幅広い学生の受入れに関しては、産業界と連携した教育プログラムの開発や産業界・地方公共団体との組織レベルでの連携を通じて社会人の学びの場を拡大すること、通信教育課程の特色等を踏まえた教学マネジメントの確立や学生の多様な属性等に対応した教育支援体制の構築促進など、時代の変化を踏まえた通信教育課程

*2 ・2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）
・新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（答申）
・学士課程教育の構築に向けて（答申）

の更なる質向上を図ることも必要です。

（３）大学院教育の改革

学生一人一人の能力を最大限高める観点から、大学院においては、より質の高い教育を行うことが重要です。また、学修者の個々のニーズのみならず、産業界や国際社会など幅広い社会のニーズに積極的に対応したカリキュラムとするとともに、社会での活躍状況を可視化し、キャリア構築に係る組織的支援を進めることが必要です。一方で、企業における採用拡大や処遇改善、従業員の博士号取得支援などの取組や協力は欠かせず、こうした産業界における積極的な取組が進むよう、産学官が一層、連携していくことも求められます。

質の高い大学院教育を推進するためには、修士・博士５年一貫学位プログラムの構築など、体系的な大学院教育課程の編成を推進するとともに、学士・修士５年一貫教育の大幅な拡充や、ダイバーシティ環境の醸成や内部進学抑制により流動性に支えられた多様性を確保することなどによって、学士課程から博士課程までの連続性向上・流動性の促進を図ることが必要となります。

（４）研究力の強化

「教育」と「研究」を両輪とする大学教育において、質の高い教育を行いつつ、質の高い研究成果を創出するためには、研究者が教育研究に専念できる環境を整備することが必要不可欠です。そのための環境整備に当たっては、研究環境を更に向上させる観点と、研究環境の低下要因を取り除く観点の双方が重要となります。

このため、研究開発マネジメント人材等の量的不足解消や質の向上、大学共同利用機関等の機能強化を通じて質の

高い研究環境を構築するとともに、研究と教育それぞれに重点を置く教員の活用促進や、形式的な会議の見直しなど研究環境の低下要因を取り除くための業務負担軽減を進め、各大学による研究力向上に向けた改革を継続的・安定的に後押しすることが必要です。

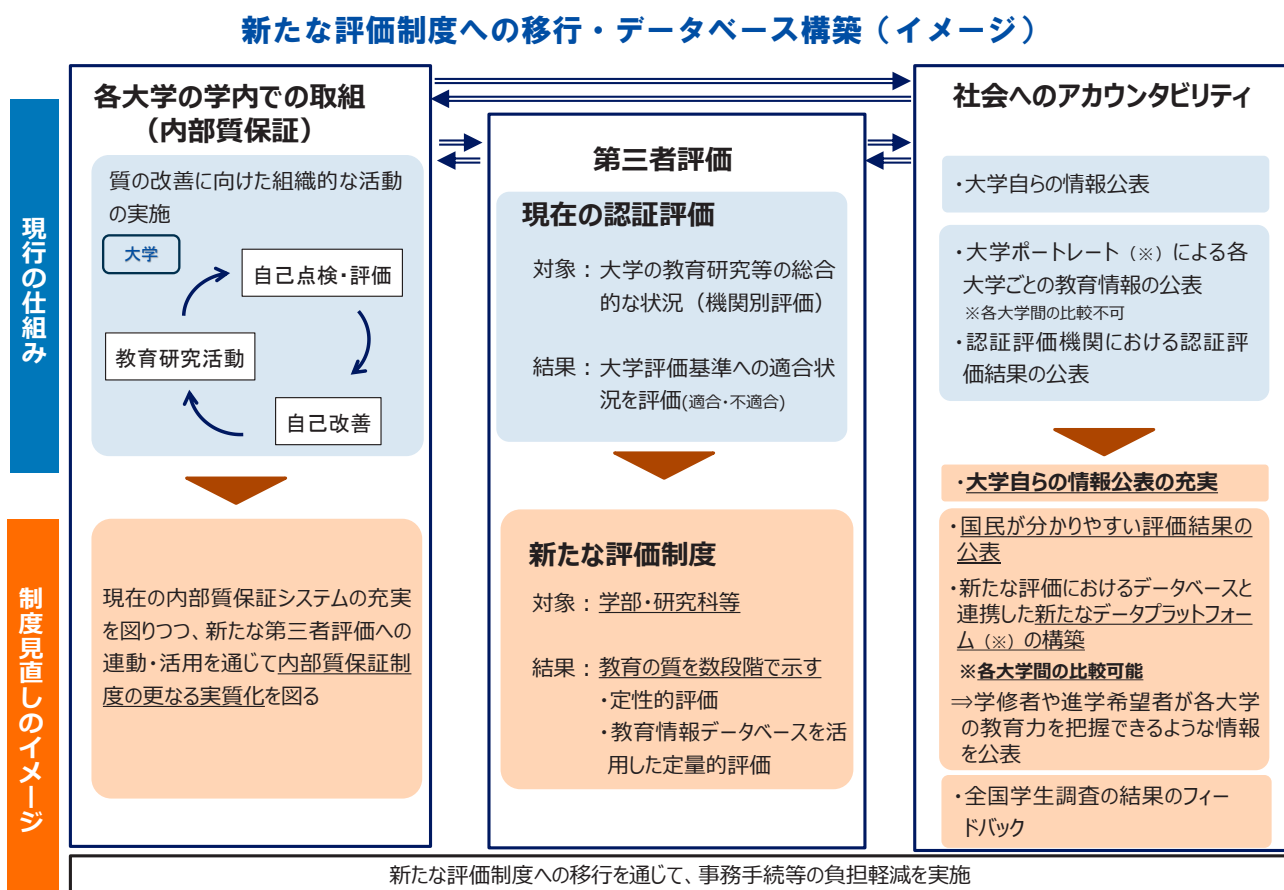
（５）情報公表の推進

高等教育機関からの適切な情報発信がなければ、規模や立地、知名度等による入学者選抜の選抜性の高低により高等教育機関の淘汰が進むこととなり、教育研究の質の高度化に向けた取組が社会全体から適切な評価を得られないことにつながってしまいます。今後、留学生や社会人を含めた多様な進学希望者が自らの目的に合う大学を選ぶことができるようにするとともに、修士・博士課程への進学を決定できるようにするためには、各高等教育機関の持つ、教育研究に関する情報公表をより進めていかなければなりません。

現在、大学コミュニティにより自立的に運営されている大学ポートレートが、各大学の多様な教育情報の発信に一定の効果を発揮している一方で、国公立版と私学版で情報を提供するプラットフォームが異なるために大学の教育研究の質に関わる重要な情報が必ずしも分かりやすく示されていないといった課題が指摘されています。諸外国の状況も参照しながら、大学ポートレートで培ってきた実践や知見を生かしつつ、単純な数値に限らず高等教育機関を横断的に比較する観点から、設置者別ではない新たなデータプラットフォーム（Univ-map（ユニマップ）（仮称））を構築し、情報公表を更に進めることが必要です（図表1-1-4）。

図表1-1-4

新たな評価制度への移行・データベース構築（イメージ）



2 高等教育全体の「規模」の適正化

高等教育行政は、「高等教育計画の策定と各種規制」の時代から「将来像の提示と政策誘導」の時代へ移行し、これまで大学入学定員数は緩やかに増加してきました。一方で、急速な少子化の中、設置者の枠を超えた、高等教育機関間の連携、再編・統合、縮小、撤退の議論を避けることはできない状況であり、高等教育全体の適正な規模の見直しが必要です。

（1）高等教育機関の機能強化

現在、高等教育への進学希望者数と高等教育機関の収容定員は拮抗しつつありますが、今後、18歳で入学する学生が減少することにより超過供給になり、定員充足率のより一層の悪化が見込まれます。このため、各高等教育機関が最低限確保すべき学生数を確保できず、経営状況の悪化により、教育研究の「質」を維持できなくなるおそれがあります。

このような中、一定の規模を縮小しつつ、S/T比（教員一人当たりの学生の割合）の改善等による質向上や収容定員・資源の大学院へのシフト、質を確保した上で留学生・

社会人増に取り組む大学等への支援や、デジタル・グリーン等の成長分野への学部転換等の支援の強化、職員の高度化の促進等を通じて、意欲的な教育・経営改革を行うための支援を進めるとともに、大学等連携をより緊密に行うための仕組みの導入や支援策の検討など高等教育機関間の連携の推進を図ることが必要です。

（2）高等教育全体の規模の適正化の推進

高等教育全体の規模の適正化については、他機関における再編等に関する施策の例も参考にしつつ、地域や社会のニーズ等を踏まえた上で、再編・統合や縮小、撤退を支援することが必要です。

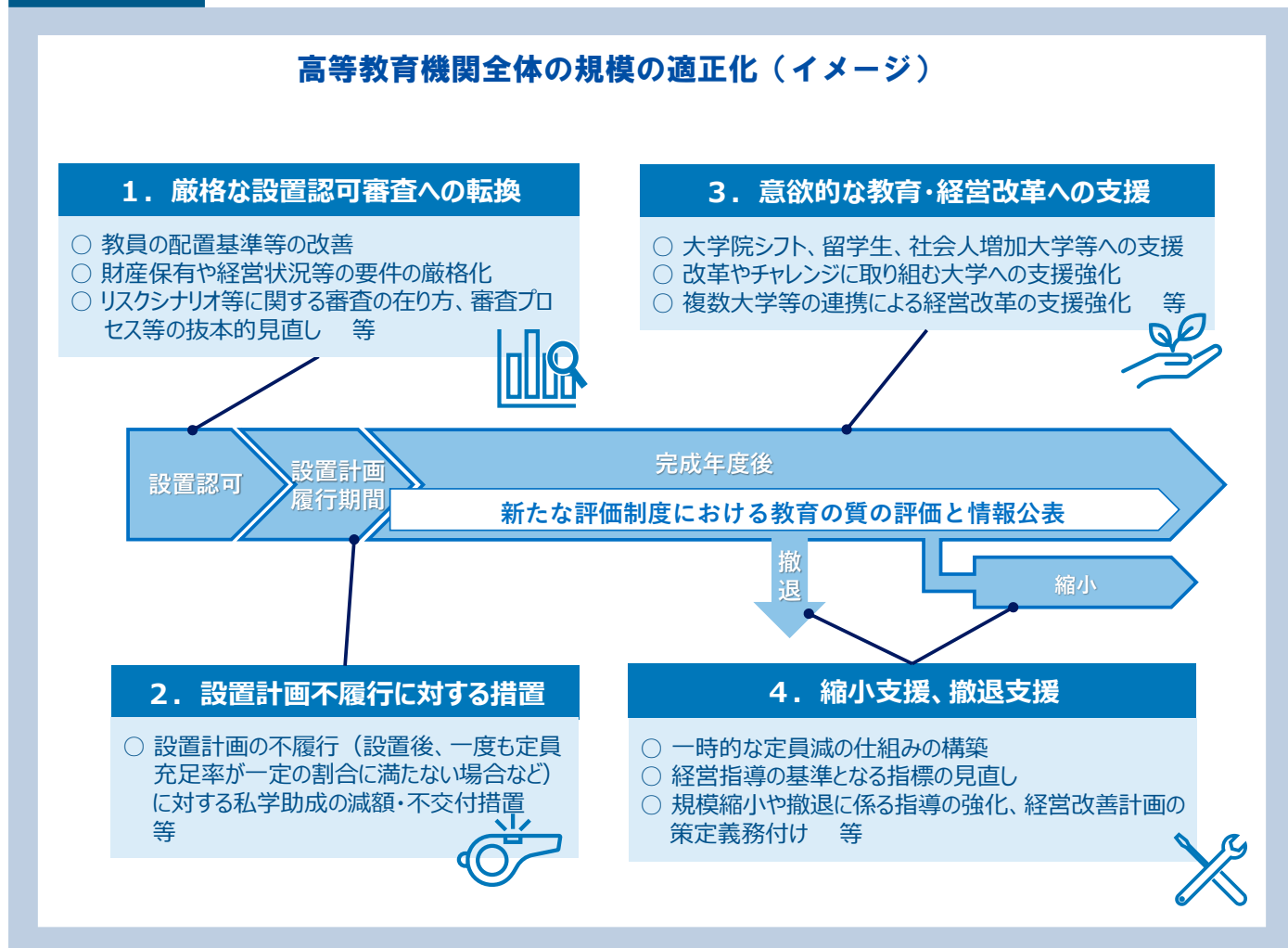
その際には、大学、専門職大学・専門職短期大学、大学院・専門職大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校といった機関別、あるいは、国公立の設置者別の区分に関係なく、全ての高等教育機関にとって、決して他人事ではないとの認識を強く持つ必要があります。

その上で、審査時の財産保有要件や経営状況に関する要件厳格化、設置計画の履行が不十分な場合の私学助成減額・不交付など厳格な設置認可審査へ転換していくことが必要です。

また、定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ措置緩和、再編・統合を行う大学等への支援等を通じて推進するとともに、一時的な減定員を戻すことを容易にする仕組みの創設や早期の経営判断を促す指

導の強化等による縮小への支援、在学生の卒業までの学修環境確保や、卒業生の学籍情報の管理方策の構築、残余財産帰属の要件緩和などを通じた撤退への支援等の取組を講じることも必要です（図表1-1-5）。

図表1-1-5 高等教育機関全体の規模の適正化（イメージ）



3 高等教育への「アクセス」確保

（1）地理的観点からのアクセス確保

地域によって高等教育機関への進学率や進学者収容力が異なるとともに、少子化の中で、地方の私立大学ほど学生数が減少し、厳しい経営状況に陥る傾向にある一方で、経済的な理由を含め様々な理由で地元を離れることができない進学希望者がいることから、地理的観点からのアクセス確保のための方策を講じなければなりません。

グランドデザイン答申においては、地域の高等教育機関が高等教育という役割を超えて、地域社会の核となり、産業界や地方公共団体等とともに将来像の議論や具体的な連携・交流等の方策について議論する地域連携プラットフォームの構築や、国公立の枠組みを超えた連携の仕組みとして大学等連携推進法人の導入等が示されました。これを受け、いくつかの地域で取組が始まっており、地域の

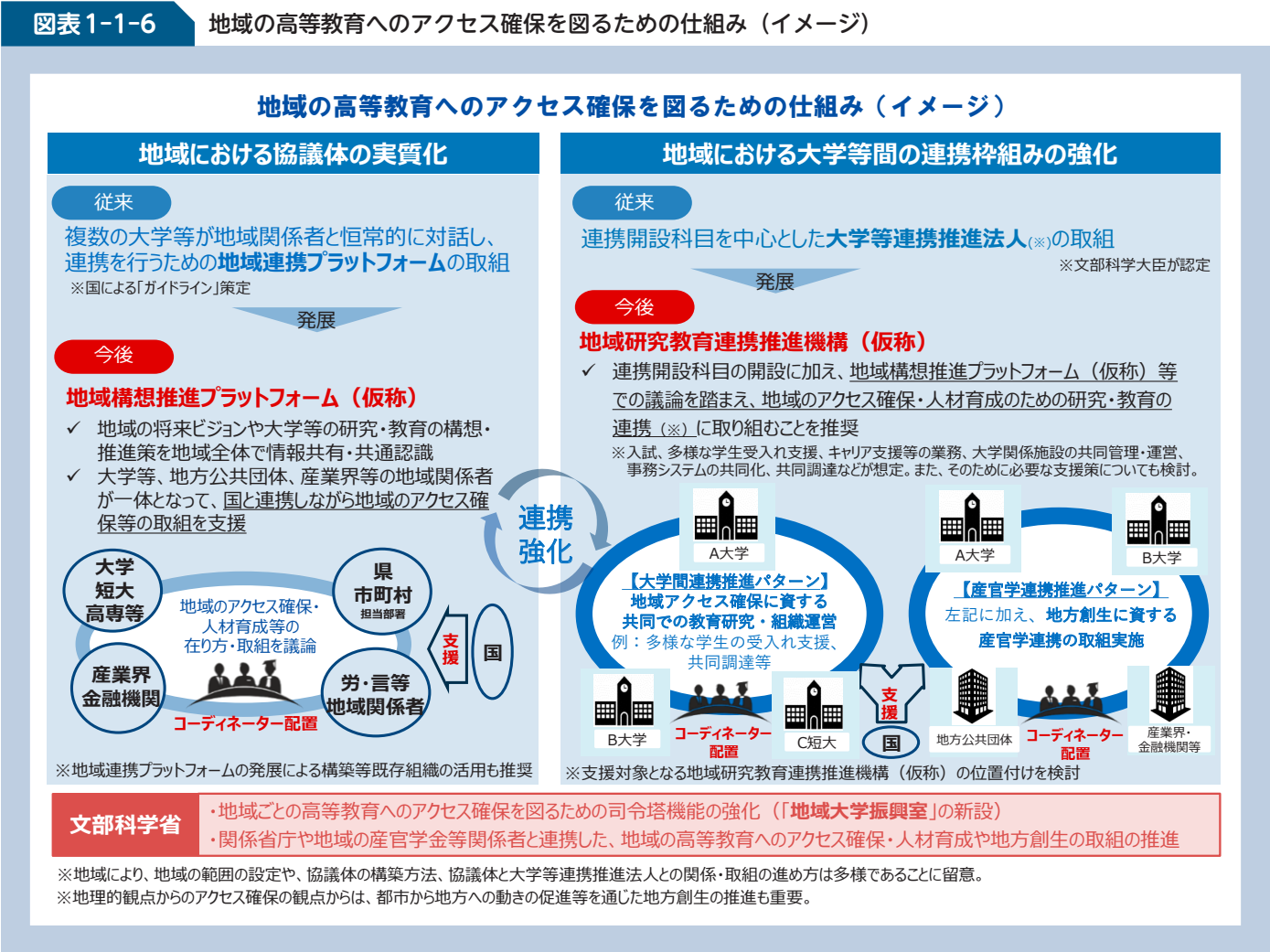
全大学が参画して教育プログラムの開発や進学・就職支援に取り組んでいる地域連携プラットフォームの例や、多数の連携開設科目の設置により教養教育の充実や多様な学生交流に取り組んでいる例があります。一方で、現状の地域連携プラットフォームでは、強い当事者意識、問題解決に向けたスピード感に課題があるとの指摘や、連携開設科目の設置にとどまらない、大学等連携推進法人を活用した教育連携の取組を更に先に進めていくべきではないかとの指摘もされています。

そこで、各高等教育機関が持つ強みや特色を生かしつつ、地域におけるアクセス確保を図り、地域に必要な人材を育成するために、まずは、地域連携プラットフォームの仕組みを発展させ、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を地域の高等教育機関が共通に認識し、地方公共団体や産業界等地域の関係者も一体となって議論し具体的な取組に向かうことができる場として、協議

体（地域構想推進プラットフォーム（仮称））を構築することが必要です。あわせて、窓口の明確化等による地方公共団体への高等教育振興担当部署の整備促進、国における司令塔機能の強化を図ることも求められます。また、協議体での検討を促すため、国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等の量的・質的な情報提供、コーディネーターの育成・配置等を進めるとともに、協議体での議論を踏まえ、国が支援をする仕組みの構築や、大学等連携をより緊密に行うための仕組み（地域研究

教育連携推進機構（仮称））の導入など、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援を行うことも必要です。

さらに、都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生を推進するため、国内留学や学生寮の整備、サテライトキャンパスやキャンパス移転などの取組を進めるとともに、大学間連携による授業の共有化など遠隔・オンライン教育の推進を図ることも重要となります（図表1-1-6）。



（2）社会経済的観点からのアクセス確保

経済的観点からのアクセス確保については、令和2年度に、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯について、授業料・入学金の減額・免除と給付型奨学金の大幅な拡充を行う「高等教育の修学支援新制度」が開始され、しっかりと進路への意識や進学意欲があれば、低所得者世帯の者が高等教育機関に進学する機会が拡充されました。また、令和6年度からは、この対象が負担軽減の必要性の高い多子世帯（子供三人以上を扶養する世帯）や私立理工農

系の学生の中間所得層に拡充されました。住民税非課税世帯の進学率は、平成30年度に約40%と推計されていましたが、令和5年度の抽出調査では約69%となっており、この制度が進学の後押しにつながっていると考えられます。加えて、令和7年度からは、多子世帯の学生に対して、所得制限を設けず、国が定める一定の額まで授業料・入学金を無償とするなど、教育費負担軽減の取組が進展しています*3。

今後は、高等教育の修学支援新制度等の着実な実施を図

*3 参照：第3章第2節 Ⅱ（2）

るとともに、企業等による代理返還の普及促進など個人への経済的支援を充実することが必要となります。また、社会的観点からのアクセス確保としては、プッシュ型の情報

発信やアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）の解消促進、キャリア教育の促進など、高等教育機関入学前における取組を進めることも求められます（図表1-1-7）。

図表1-1-7 「知の総和答申」要旨③

我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）要旨③

中央教育審議会（令和7年2月21日）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策②

（2）高等教育全体の「規模」の適正化

1 高等教育機関の機能強化

- 意欲的な教育・経営改革を行うための支援
 - 一定の規模縮小しつつ、質向上、大学院へのシフトを行う大学等への支援
 - デジタル、グリーン等の成長分野への学部転換支援等の強化
 - 職員の高度化の促進 等
- 高等教育機関間の連携の推進
 - 大学等連携をより緊密に行うための仕組みの導入や支援策の検討 等

2 高等教育全体の規模の適正化の推進

- 厳格な設置認可審査への転換
 - 審査時の財産保有要件や経営状況に関する要件厳格化
 - 設置計画の履行が不十分な場合の私学助成減額・不交付 等
- 再編・統合の推進
 - 定員未充足や財務状況が厳しい大学等を統合した場合のペナルティ措置緩和
 - 再編・統合を行う大学等への支援 等

- 縮小への支援
 - 一時的な減定員を戻すことを容易にする仕組みの創設
 - 早期の経営判断を促す指導の強化 等
- 撤退への支援
 - 在学生の卒業までの学修環境確保
 - 卒業生の学籍情報の管理方策の構築
 - 残余財産帰属の要件緩和 等

（3）高等教育への「アクセス」確保

1 地理的観点からのアクセス確保

- ア. 地域ごとのアクセス確保を図るための仕組みの構築
- 地域のアクセス確保・人材育成のための協議体構築
 - 地域構想推進プラットフォーム（仮称）（地域の高等教育機関、地方公共団体、産業界など関係者が議論する協議体）の構築
 - 地方公共団体における高等教育振興担当部署の整備（連携窓口の明確化等）促進
 - 国における司令塔機能の強化 等
 - 協議体での検討を促す仕組みの整備
 - 国による地域ごとの人口予測や分野ごとの産業・雇用環境の変化等の量的・質的な情報提供
 - コーディネーターの育成・配置 等
 - 地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育機関への支援
 - 協議体での議論を踏まえ、国が支援する仕組みの構築
 - 地域研究教育連携推進機構（仮称）（大学等連携をより緊密に行うための仕組み）の導入

イ. 都市から地方への動きの促進等を通じた地方創生の推進

- 地方創生を進めるための高等教育機関への支援
 - 国内留学
 - 学生寮整備
 - サテライトキャンパス
 - キャンパス移転 等の取組推進 等

- 遠隔・オンライン教育の推進
 - 大学間連携による授業の共有化 等



2 社会経済的観点からのアクセス確保

- 個人への経済的支援の充実
 - 高等教育の修学支援新制度等の着実な実施
 - 企業等による代理返還の普及促進 等
- 高等教育機関入学前における取組促進
 - プッシュ型情報発信
 - アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）解消促進
 - キャリア教育促進 等

4 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

（1）機関別の役割

我が国においては、大学（学士課程）・大学院に加え、専門職大学院・専門職大学・専門職短期大学や、短期大学、高等専門学校、専門学校の多様な高等教育機関が設けられています。これらは、学校種ごとに制度目的や修業年限、学位授与の有無、教育内容等に違いがあり、それぞれの特色に応じた多様な高等教育が展開されています。今後、これらの機関を取り巻く状況の変化を踏まえ、機関ごとの違いや特色を生かしつつ、各機関が自らの役割を再定義して改善に取り組むことが求められます。

①大学（学士課程）

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展

に寄与する役割を担っています。

②専門職大学・専門職短期大学

産業界と密接に連携して実践的な職業教育を行う専門職大学・専門職短期大学では、実践力・創造力を備えた専門職業人の育成促進が求められます。

③大学院・専門職大学院

大学院は、学術の理論と応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識と卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することが期待されており、我が国の「知の総和」の向上に当たって、今後、特に重要な役割を担うことが期待されます。

④短期大学

短期大学は、各地方公共団体、地域の産業界等との連携を強めながら地域コミュニティの基盤となる人材を養成し

ており、今後は、時代の変化に応じた役割を踏まえた変革や、専攻科修了者の進学ニーズを踏まえた制度改善が望まれます。

⑤高等専門学校

高等専門学校は、実践力の修得に重点を置いた5年一貫の技術者教育を行う高等教育機関として、特に今後は教育の高度化や国際化の推進が期待されます。

⑥専門学校

専門学校は、社会や産業のニーズに即応しつつ、社会基盤を支えるために必要な人材を育成する役割を担っており、今後は実践的な職業教育の更なる推進や、社会人・留学生の受入れ拡大が求められます。

(2) 設置者別の役割

それぞれの設置者が設置する機関が有する本質的な役割、すなわち、大きな公的資金を基盤とする国立大学については、国立という設置形態に由来して本来求められる役割をより一層発揮していくことが求められるとともに、各地方公共団体による地方財政を基盤とする公立大学については、設置者である地方公共団体の設置目的に沿って、私立大学については建学の精神にのっとりた自主性と公共性のバランスを図りながら、それぞれの特色を生かした役割を果たしていくことが期待されます。

今後、急速な少子化が進行するなど、高等教育機関全体を取り巻く状況が大きく変化していくことが想定される中、各大学においては、それぞれの設置者別の役割や機能を踏まえつつ、自らのミッションを改めて見つめ直し、時代の変化に応じて刷新し、自らの将来を定めていくことが求められます。

①国立大学

国立大学は、社会を先導する人材を、地方をはじめ全国で育成するための教育機会の確保や、国として継続的に実施すべき多様な研究の実施といった役割を果たすとともに、社会環境が変化する中で、各大学のミッションに応じて、よりその機能を高めていくことが期待されます。しかしながら、18歳人口が大幅に減少する想定の中、学士課程の定員規模を見直すことも避けることができない状況です。その際、我が国全体の「知の総和」の向上の観点から、修士・博士課程への収容定員・資源の重点化による、大学院の強化・充実や、多様性の確保に向けた外国人留学生や社会人学生の受入れ拡大、新たな学問融合領域への資源の重点化など、各大学の実態を踏まえるとともに、地方において国立大学が果たす高等教育へのアクセス確保の観点も踏まえ、定員の在り方について検討することが必要と

なります。

②公立大学

公立大学は、地方公共団体の規模や実態、設置目的に応じた教育研究を行っていくことが期待されます。また、地理的観点からのアクセス確保を図るための仕組みの構築に当たっては、公立大学が地方公共団体の直接のニーズを踏まえた教育を行ってきた特長や地方公共団体と常に向き合ってきた知見を生かして、地域の産学官の連携に積極的な役割を果たすことも期待されます。さらに、今後、少子化が更に進展する中で、公立大学の定員規模の見直しに向けた検討も周辺の高高等教育機関の状況など地域の実態を踏まえつつ行うとともに、前述のとおり、私立大学の公立化については、引き続き安易な設置は避ける必要があり、地域の人材需要や将来の運営の見通し等を十分に吟味するなど、慎重に検討することが求められます。

③私立大学

私立大学は、今後も引き続き、建学の精神やそれを踏まえた現代的なミッションに基づき、自主性と公共性のバランスを図りながら、多様性に富んだ教育研究を実施していくことが期待されます。また、高等教育へのアクセス確保において、建学の精神や私立大学だからこそ担うことのできる役割を生かして、他大学等と積極的な連携の中で一翼を担うことも期待されます。一方で、国立大学や公立大学と同様に、私立大学についても今後の更なる少子化を見据えた定員規模の見直しは不可避であり、意欲的な教育・経営改革や、規模の適正化を図る大学への支援を進めていくことが求められます。

(3) 機能や特性等に着目した政策の重視

大学における人材育成は、対象とする学生の知識・能力や育成する人材像によって教育内容や手法等に違いがあり、各大学が有する教育資源を最大限に生かして、強みを構築していくことが必要です。各大学の教育研究機能を最大化するためには、例えば、総合的な教養教育を重視する大学や、専門職業人養成や特定の専門的分野の教育を行う大学、研究を重視する大学等の機能に着目した上で、学部及び大学院の収容定員・資源の最適化を行いつつ、ミッションに応じた教育研究を行うことが求められます。

また、各高等教育機関全体として機能別に分化していく方向に向かう中では、各機関が持つ機能や特性等をより強化するために、地域や設置者の枠組みを超え、それぞれの機能に即した高等教育機関間の連携も、今後ますます重要となっていくものと考えられます。そのため、政府においては、設置者別を超えて、その機能や特性に応じた支援を講じていくことが求められています。

5 高等教育改革を支える支援方策の在り方

(1) 基本的考え方

①高等教育の価値

高等教育改革への支援を考えるに当たっては、「社会は高等教育の価値を認めているのか」を改めて問い直す必要があります。高等教育は、学生個人や進学希望者、保護者にとっての価値にとどまらず、本来、社会の発展に寄与する「社会のため」の存在でなければなりません。これまでも累次の答申等で指摘されてきたように、高等教育は、社会・生活基盤を支える人材、地域の成長・発展をけん引する人材、世界最先端の分野やグローバルな競争環境で活躍する人材などの厚みのある多様な人材育成、学術研究による知の創出やイノベーション等の役割を担う国力の源泉であり、高等教育への投資は未来への先行投資と考えることが必要です。

②高等教育への信頼

高等教育機関が社会的な信頼を得るためには、高等教育機関を卒業、修了した者が自身の成長をはじめとした教育の価値を会得して社会で活躍するとともに、産業界等との人材交流や共同研究等の連携の強化を通じて、当該機関における教育研究や地域貢献により社会から理解を得ることが重要です。

このような観点から、高等教育機関においては、学生の満足度を高め、成長が得られるよう教育研究活動を高度化していくとともに、それぞれの強みや役割を生かした活動を行いつつ、得られた教育研究の成果や効果について社会に対して情報公表を続けていくことが求められます。また、各機関においては、果たすべき役割や機能の強化、教育研究の質の一層の向上を実現するため、機関内における適切な資源配分や効率化を前提としつつ必要な財源を確保することが求められます。

③必要コストの算出

質の高い教育研究を行っていくためには、優れた教職員や学生を引き付ける環境を構築することが必要であり、そのためのコストを賄うことができる安定的な財務基盤を確立することは不可欠です。

その際、高等教育の価値が社会的に信頼されることによって、公私からの資源投入を呼び込むことができます。また、信頼を高めるのみならず、高等教育に係る費用の全体像が社会的に共有されなければ、最低限投入すべき資源量について議論することは困難となります。そのため、各高等教育機関においては、教育研究の成果や効果を含め、徹底した情報公表を進めることが求められます。加えて、国においては、教育・研究のそれぞれの特性を踏まえ、現

在必ずしも視覚化されていない教育コストについて、現代的な高等教育機関を取り巻く環境や、より質の高い教育研究の実施も念頭に、必要となるコストを明確にした上で、それに基づき、高等教育機関全体での必要コストを算出し、社会に広くその必要性を訴えかけていくことが必要です。

④高等教育投資の在り方

高等教育は、社会・生活基盤を支える人材、地域の成長・発展をけん引する人材、世界最先端の分野やグローバルな競争環境で活躍する人材などの厚みのある多様な人材育成を通じて、個人にも社会にも便益を与えるものであるとともに、社会の新たな知の創出やイノベーションに当たって極めて重要な役割を担うものです。高等教育に対する投資は、未来への先行投資として、大胆な投資を進め、我が国の成長のために更なる強化を図っていくことが必要です。

その際、公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保護者負担のどれか一つだけに依存するのではなく、それぞれについて、高等教育の持続可能な発展に資するような規模・仕組みを確保することが必要となります。

(2) 今後取るべき方策

①短期的取組

上記の基本的な考え方を踏まえ、答申後2から3年程度までに実施すべき取組として、公財政支援の観点、社会からの投資・支援の観点、個人・保護者負担の観点から、施策を充実させ、高等教育の持続可能な発展に資するような仕組みを構築することが必要です。その際、公財政支援の充実としては、国立大学法人運営費交付金や私学助成等の基盤的経費助成の十分な確保や、競争的資源配分を行う補助の不断の見直しと充実、社会からの支援強化としては、企業による奨学金の代理返還制度の活用促進や寄附獲得の促進が必要です。また、個人・保護者負担の見直しとしては、近年の物価や人件費の変化、教育活動に係る費用を考慮した個人・保護者負担の在り方について個人支援や機関補助とのバランスも勘案しつつ検討することが必要となります。

②中長期的取組

中長期的な国の取組については、高等教育の持続可能な発展に資するような規模・仕組みの確保に向けて、教育コストの明確化と負担の仕組みの見直しなどについて検討を行い、答申後5から10年程度で、高等教育の財務構造の改革を進めていくことが求められます。また、将来的には、新たな評価制度等も踏まえた、設置者別から機能別への資源配分の転換の在り方について整理していくことも望

まれます。このような取組を通じて、我が国の成長を支える高等教育に対する大胆な投資を社会全体で進めていかなければなりません。

このため、授業料等の最低ライン設定や公的支援の仕組

みの見直しに向けた検討など教育コストの明確化と負担の仕組みの見直しを行うとともに、税制の在り方や寄附の充実等の検討など高等教育への大胆な投資を進めるための新たな財源の確保を図ることが必要です（図表1-1-8）。

図表1-1-8 「知の総和答申」要旨④

我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～（答申）要旨④

中央教育審議会（令和7年2月21日）

3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

（1）機関別の役割：機関ごとの違い・特色を生かしつつ、自らの役割を再定義して改善

①大学（学士課程）	※「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」を参照
②専門職大学・専門職短期大学	実践力・創造力を備えた専門職業人の育成促進
③大学院・専門職大学院	※2（1）「③大学院教育の改革」を参照
④短期大学	時代の変化に応じた役割を踏まえた短大自身の変革、専攻科修了者の進学ニーズを踏まえた制度改善
⑤高等専門学校	高専教育の高度化・国際化の推進
⑥専門学校	実践的な職業教育の推進、社会人・留学生の受入れ拡大

（2）設置者別の役割：役割や機能を踏まえつつ、自らのミッションを改めて見つめ直し、時代の変化に応じて刷新し、自らの将来を定めていく必要

①国立大学	社会を先導する人材を、地方をはじめ全国で育成するための教育機会の確保、国として継続的に実施すべき多様な研究の実施 ▶国立大学の学部定員規模の適正化（修士・博士への資源の重点化を図りつつ、国際化や地域のアクセス確保にも配慮）や連携、再編・統合の推進に向けた検討 ▶地域の高等教育機関のけん引役としての機能強化
②公立大学	地方公共団体の規模や実態、設置目的に応じた教育研究の実施 ▶地域の実態を踏まえた教育研究の実施や定員規模の適正化（見直しも含めた地域との継続的な対話、私立大学の安易な公立化の回避）
③私立大学	建学の精神に基づく多様性に富んだ教育研究の実施 ▶意欲的な教育・経営改革や連携を通じた機能強化 ▶規模適正化の推進（設置認可厳格化、再編・統合、縮小、撤退の支援）

（3）機能や特性等に着眼した政策の重視：それぞれの機能に即した高等教育機関の連携も含め、機能別分化の中で、教育研究の質向上につながる取組を設置者の枠を超えて支援

4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

①高等教育の価値	高等教育は国力の源泉であり、高等教育への投資は未来への先行投資
②高等教育への信頼	学生の満足度を高め、成長が得られるよう教育研究活動を高度化し、教育研究の成果や効果を社会に対して情報公表
③必要コストの算出	教育コストを明確にした上で、社会に広くその必要性を訴えかけていくことが必要
④高等教育投資の在り方	公財政支援、社会からの投資・支援、個人・保護者負担のどれか一つだけに依存するのではなく、それぞれについて、高等教育の持続可能な発展に資するような規模・仕組みを構築

短期的取組（2～3年以内まで）

- 公財政支援の充実
▶基盤的経費助成の十分な確保 ▶競争的資源配分の不断の見直しと充実
- 社会からの支援強化
▶代理返還制度の活用推進 ▶寄附獲得の促進
- 個人・保護者負担の見直し
▶個人・保護者負担の在り方について個人支援や機関補助とのバランスも勘案し検討

中長期的取組（5～10年程度）

- 教育コストの明確化と負担の仕組みの見直し
▶授業料等の最低ライン設定や公的支援の仕組みの見直しに向けた検討
- 高等教育への大胆な投資を進めるための新たな財源の確保
▶税制の在り方や寄附の充実等の検討

上記1～4までを踏まえた、制度改革や財政支援の取組や今後10年程度の工程を示した政策パッケージを策定し、具体的方策の実行に速やかに着手

第4節 答申を踏まえて

今後、文部科学省では、「知の総和答申」の内容を踏まえ、制度改革や財政支援の取組や今後10年程度の工程を示した政策パッケージを策定し、具体的方策の実行に速やかに着手します。

このうち、特に地域における高等教育へのアクセス確保や各地域の大学の振興を推進するため、令和7年4月には文部科学省に地域大学振興室を設置しました。地域大学振興室では、地方大学の振興や高等教育へのアクセス確保に当たって、国における司令塔としての機能を果たせるよう、地域大学振興に関する高等教育機関への情報提供を一元的に担うほか、大学・短大・高専等の高等教育機関や地方公共団体、各地域の協議体などの関係者と連携し、地域のアクセス確保や地方創生の取組を推進してまいります。

また、国立大学については、令和6年7月に設置された「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」において、「知の総和答申」を踏まえつつ、国立大学法人の機能強化の方向性や、地方の国立大学法人等が果たす役割と国からの支援の在り方、財政支援とコスト負担の在り方などの検討が進められています。

私立大学については、令和7年2月に「2040年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議」において議論が開始されています。「知の総和答申」の方向性に基づき、今後、私立大学を取り巻く環境の変化を見据えながら、私立大学の振興に向けて期待される役割を明確化し、その役割を果たしていくための具体的な方策等に焦点を当てつつ検討が進められる予定です。

Column
01

地域の中における大学

各地では、大学が同地域内の他大学や地方公共団体、経済団体、高校などと連携し、地域社会の人材育成の将来像を共有することなどを通じ、大学での学修の質の向上や、学生の地域産業の理解増進、地域活性化に繋がる事例が生まれています。

【山梨大学等での取組】

「一般社団法人大学アライアンスやまなし」は、山梨大学と山梨県立大学が山梨県の協力を得て共同で設立し、令和3年3月に全国初の大学等連携推進法人として認定されました。両大学間では、連携開設科目を設けて教養教育を充実させ、学びの選択肢を拡大するほか教員の効率的な配置やスケールメリットを生かした共同調達などにより、経費の削減にも取り組んでいます。

今後は、教養教育のみならず専門教育に踏み込んだ改革、大学設置形態を越えた新たな枠組みの構築（私立大学

の参画）などが考えられています。

また、令和5年3月に地域の人材育成の将来ビジョンやそれを実現するための高等教育の在り方などを恒常的に議論する地域連携プラットフォームとして、「地域人材養成推進会議」が設けられました。ここには、山梨県立大学や山梨大学をはじめとする高等教育機関、山梨県商工会議所連合会をはじめとする経済団体、山梨中央銀行をはじめとする金融機関、（公財）やまなし産業支援機構をはじめとする各種機関及び地方公共団体として山梨県が参画しており、文理融合型教育組織の整備に向けた議論などが行われています。今後は、地方公共団体の中で大学振興を担当する部局を明確にすることや、産官学金等の間を繋ぐコーディネーター人材の育成・配置、将来に渡り持続可能なスキームを構築することなどが、課題として考えられています。

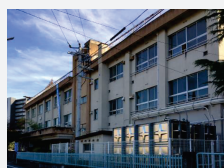
図表 1-1-9 旧小学校の跡地を活用した大学誘致の例

▶和歌山市の取組 ふるさとで学び動けるまち

誘致前の課題 / まちなかへの大学誘致

課題 小中学校の閉校、小中一貫校開校に伴う学校跡地の有効活用

雄湊小学校（H28閉校）



東京医療保健大学
（旧雄湊小学校）



平成30年4月開学

収容定員数360人

和歌山看護学部看護学科

看護師

総事業費 約6.3億円
（うち市支援 約4億円）
工期 約9か月（H29.7-H30.3）

本町小学校（H28閉校）



和歌山信愛大学
（旧本町小学校）



平成31年4月開学

収容定員数320人

教育学部子ども教育学科

保育士等

総事業費 約7.4億円
（うち市支援 約4.9億円）
工期 約8か月（H30.1-H30.8）

耐震化済み廃校舎等の活用により、
大学側の**初期投資と整備にかかる工期を大幅に軽減（縮減）**

【共愛学園前橋国際大学での取組】

群馬県前橋市に所在する共愛学園前橋国際大学では、カリキュラム全体で地学一体の学びに取り組むことに加え、地元からの寄附講座「群馬を知る」（群馬県庁）、「前橋市を考える」（前橋市役所）、「地域と企業」（地元企業）等の開講や、地元市役所や企業等への4か月間の長期インターンシップ、群馬経済同友会、群馬中小企業家同友会等の経済団体や群馬県、前橋市、前橋市教育委員会等の行政機関との連携協定締結、地元新聞社による仕事理解ワークショップの開催等を通じ、学生の地域理解を醸成し、地元就職を支援しています。地学一体の取り組みを本格的に開始した平成25年時点では、就職者全体に占める地元就職率が約59%でしたが、令和3年時点では約76%まで上昇しています。

また、同大学では群馬県立前橋高等学校や同桐生高等学校、市立前橋高等学校や市立太田高等学校など多数の高校へ教職員や学生が赴き、探究学習に取り組む生徒を支援しており、地域の中で高大接続にも貢献しています。

【和歌山市での取組】

和歌山県では、県内高校生の県外大学進学率が長年にわたり全国で最も高く、平成27年時点では大学進学者の約90%が県外大学へ進学していました。若年層の県外流出に加え、和歌山市では市中心部の人口減少や、地域を支える看護師等の専門人材の不足等が課題となっていました。課題の一因として、他県に比し大学等の立地数が少ないことが考えられたため、和歌山県と和歌山市で「県市政策連携会議」を立ち上げ、小中一貫校開校に伴う閉校による小中学校の跡地を活用した大学誘致に取り組みました。

跡地を活用することで、大学側の初期投資や整備にかかる工期を大幅に軽減することができ、平成30年に東京医療保健大学が、31年には和歌山信愛大学など、複数大学を市内へ誘致することができました。その結果、令和5年には高校生の県外大学進学率が約81%まで減少し、市内大学の卒業生の県内就職率も平成30年の約28%から令和5年には約42%まで上昇しました。また、学生の社会貢献活動や地域活動への参加も活発化しています（図表1-1-9）。

Column 02

近年の高等教育段階における 経済的支援施策の充実について

家庭の経済事情にかかわらず、誰もが、質の高い教育を受けることができるチャンスが平等に得られ、個性や能力を最大限伸ばせるようにすることが重要です。そのため、文部科学省では、教育の機会均等や少子化対策の観点から、公費による全国的な制度として高等教育費の負担軽減に取り組んでいます（図表1-1-10）。これまでの負担軽減施策の充実により、多くの学生等に経済的支援を届けることができるようになっており、低所得者世帯の進学率の向上など効果が表れています。

我が国はこれまで、卒業後に返還が必要な貸与型奨学金により学生に対する経済的支援を実施してきましたが、これに加え、平成29年度に、特に経済的に厳しい方を対象に返還不要の給付型奨学金を導入しました。また、令和2年4月には、経済状況が困難な家庭の子供ほど大学等への進学率が低い状況にあることを踏まえ、低所得者世帯を対象に給付型奨学金の支給額等の大幅拡充と授業料・入学金の減額・免除制度の創設を行い、これらを併せて行う「高等教育の修学支援新制度」（以下、「新制度」という。）を開始しました。本制度は、住民税非課税世帯については高等教育を無償とする水準で支援を行い、また、制度全体として支援の崖が生じないよう、これに準ずる世帯についても所得に応じ段階的な支援を行っています。住民税非課税

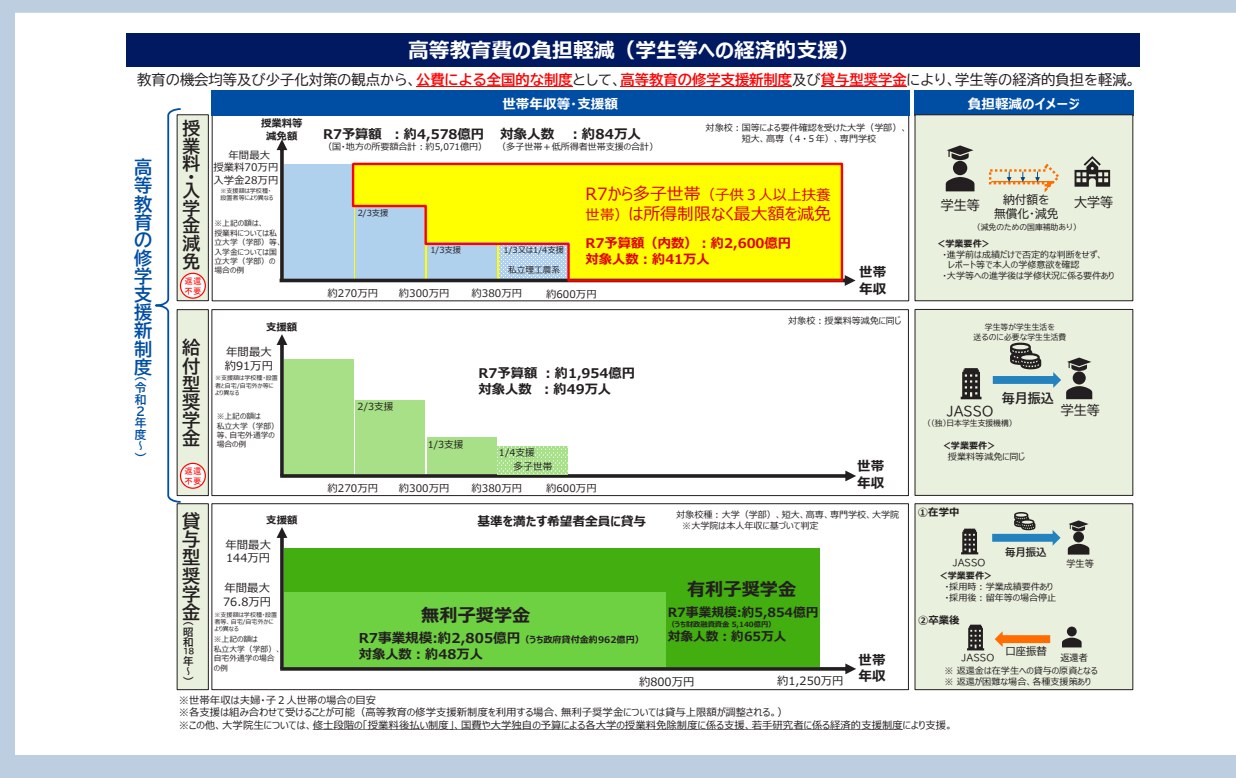
世帯の大学等への進学率が、新制度開始前の平成30年度の推計では約40%であったところ、令和5年度の実績では約69%まで向上しており、本制度が高等教育機関への進学に寄与しているものと考えています（図表1-1-11）。

一方で、我が国が直面する大きな課題である少子化対策の観点からも高等教育費の負担軽減は重要です。教育費の負担が理想の子供の数を持ってない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特に負担軽減が喫緊の課題である高等教育については、教育の機会均等を図る観点からも、着実に取組を進めていく必要があります。令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」の「加速化プラン」において、高等教育費の負担軽減として、奨学金制度の充実と授業料後払い制度の創設が盛り込まれました。

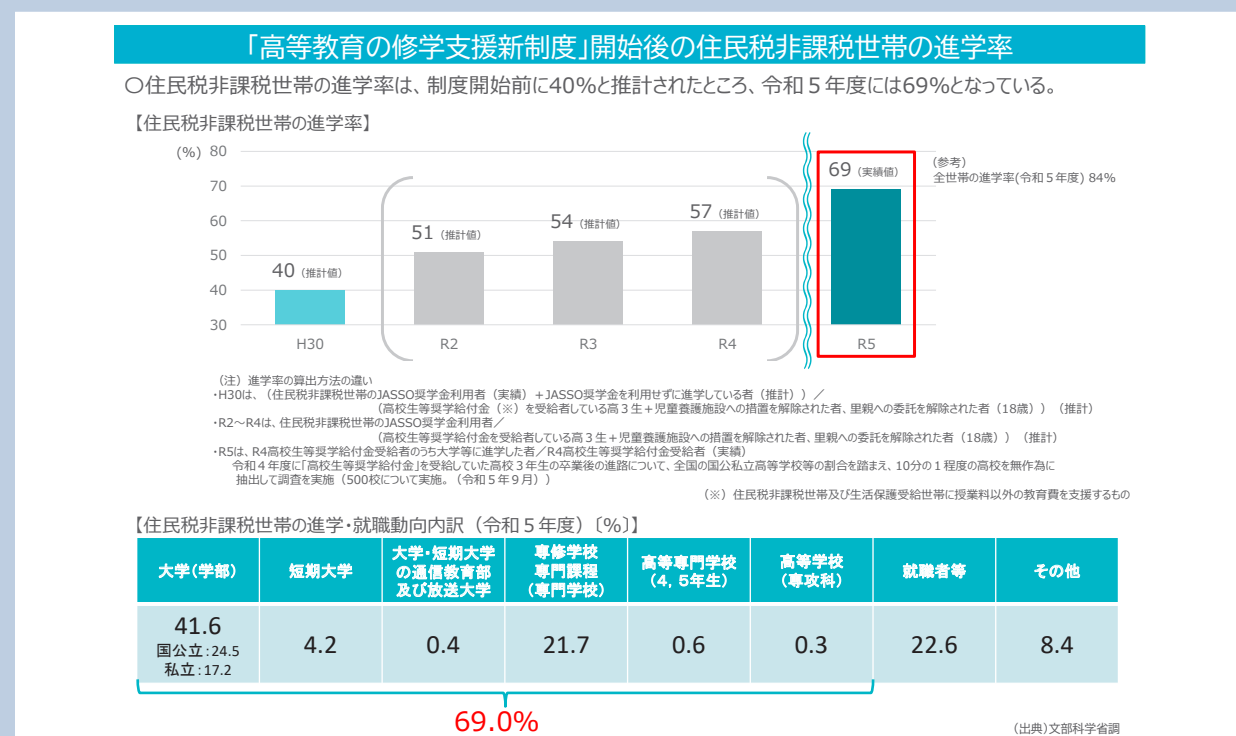
本戦略に基づき、まず、在学中は授業料を徴収せず、卒業後の所得に連動して納付を可能とする授業料後払い制度を、令和6年度から大学院修士段階の学生を対象として導入しました。

さらに、貸与型奨学金の減額返還制度を利用可能な年収上限を引き上げるとともに、子育て時期の経済的負担に配慮する観点から、子供二人世帯については500万円以下まで、三人世帯については600万円以下まで更なる引き上げを実施しました。

図表 1-1-10 高等教育費の負担軽減（学生等への経済的支援の全体像）



図表 1-1-11 「高等教育の修学支援新制度」開始後の住民税非課税世帯の進学率について



また、新制度については、これまで対象となっていなかった中間所得世帯について、政府として課題である「少子化対策」と「デジタルやグリーンなど成長分野の振興」に資するという観点から検討を行い、特に負担軽減が必要な者として、子供三人以上を扶養する多子世帯や私立理工農系の学部等に通う学生等へ対象を拡大しました。また、子育てや教育費により理想の数の子供が持てない状況が子供三人以上を理想とする夫婦で特に顕著であるという状況を踏まえ、多子世帯に対する支援を更に充実することにより高等教育費により理想の子供の数を持てない状況を払拭するため、令和7年度からは、第217回国会において成

立した「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第17号）」に基づき、多子世帯の学生等について、所得制限を設けず、国が定める一定の額まで授業料・入学金を無償としました。この拡充により、子供が三人以上の世帯において最も経済的負担が集中する期間の授業料・入学金の経済的負担の軽減が可能となります（図表1-1-12）。

文部科学省としては、教育の機会均等や少子化対策の観点から、引き続き高等教育費の負担軽減に取り組んでまいります。

図表1-1-12 多子世帯に対する大学等の無償化（概要）

